

窓口用封筒の広告掲載審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、窓口用封筒広告掲載事業実施要綱（以下「要綱」という。）第15条第1項の規定に基づく審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告に関する基本的な考え方)

第2条 この市の窓口用封筒に広告を掲載することができる者（以下「広告主」という。）及び掲載する広告は、社会的に信用性、信頼性があり、広告内容及び表現は、それにふさわしいものでなければならない。

(広告主の範囲)

第3条 要綱第9条に規定する広告主の範囲は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に定める風俗営業を営む者
- (2) 貸金業法（昭和58年5月13日法律第32号）に定める貸金業を営む者
- (3) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (4) 民事再生法（平成11年12月22日号外法律第225号）による再生手続中の者
- (5) 会社更生法（平成14年12月13日号外法律第154号）による更生手続中の者
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (7) その他第9条の基本的な考え方より、窓口用封筒の広告主として適当でないと市長が認める者

(掲載広告の範囲)

第4条 要綱第10条に規定する掲載広告の範囲は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 法令等で製造・販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品及び掲載が不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
 - イ その他法令等で認められていない業種・商法・商品
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享楽的な面を強調するもの
 - イ 風紀上好ましくない表現のある広告、風紀上好ましくない施設の営業広告、風俗営業並びに風俗関連の営業広告及び人事募集広告

- ウ 結婚相手を捜すこと、男女間の交際を仲介すること等を目的としたもので、利用者等に迷惑をかけるおそれがあるもの
- エ 脅迫、暴力その他犯罪行為を示唆し、又は誘発するおそれのあるもの
- オ 広告の目的が詐欺的なものと認められるもの又は正当な取引と認められないもの
- カ 自己の優位性を強調するために他を中傷したり、又は引き合いにしたもの
- キ 利用者等に広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のもの
- ク 他人の名誉を傷つけるおそれがあるもの又は不快な印象を与えるもの
- ケ 表現が誇大で事実と異なるもの
- コ 広告内容が利用者等に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの
- サ 科学的根拠のないもので利用者等を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- シ その他嫌悪感を抱かせるおそれのあるもの等公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治性のあるもの

- ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- イ その他政治に係わるもの

(4) 宗教性のあるもの

- ア 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- イ その他宗教に係わるもの

(5) 社会問題についての主義主張

- ア 国内世論が大きく分かれているもの
- イ その他社会的に不適切なもの

(6) 美観風致を害するおそれがあるもの

- ア 広告する商品等とは無関係に裸体及び水着姿等によって単に目立たせるもの
- イ その他美観風致を害するおそれのあるもの

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

- ア 他の者をひぼうし、中傷し又は排斥しようとするもの又はそのおそれのあるもの
- イ 不当な差別等人権侵害又はそのおそれのあるもの
- ウ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- エ その他公衆等に不快感を与えるもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、窓口用封筒に掲載することが適当でないと市長が認めるも

の

- ア 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれのあるもの
- イ 青少年の健全育成の観点から適当でないと認められるもの
- ウ 広告内容が実際のもの又は広告主等の競争事業者のものよりも著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）
- エ その他第9条の基本的な考え方より窓口用封筒に掲載することが適当でないと市長が認めるもの

（広告内容の表現）

第5条 個別の広告内容の表現については、別表1に掲げる項目ごとの基準に基づき、掲載の可否を判断するものとする。

附 則

この基準は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年12月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年1月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。